

# 資 料

(令和 6 年度 第 10 回上越市地域公共交通活性化協議会)



## 「利便増進事業」の内容に含まれ得る事業

### 【輸送需要に応じた交通網の整備】

イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

#### ① 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更 …路線の分割や需要に応じた変更など

《事業例》

- ・バス路線の幹線と支線の分割
- ・市街地中心部のバス路線の集約化
- ・中心市街地を回避できるバスの新設 など

(例) 路線バスを幹線と支線に分割  
(例) 路線運行のバスに替えて区域運行を導入



#### ② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業※への転換 …道路運送事業への転換など

- (i) 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換
- (ii) 一の種類の道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換
- (iii) 一の種類の旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客船（定期航路事業）へ転換

- ・自家用有償旅客運送から路線バス・一般タクシーへの転換 など



#### ③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更 …自家用有償運送の導入・変更

《事業例》

- ・交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・自家用有償旅客運送の区域の拡大 など

(例) 路線バス廃止の区域で自家用有償旅客運送を導入  
(例) 市営バスの運行エリアの拡大



### 【運賃または時刻等の改善】

ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するものとするもの …定額運賃や通し運賃の設定など

#### ① 運賃又は料金の設定

《事業例》

- ・定額制乗りの放課後運賃
- ・通し運賃 など



#### ② 運行回数又は運行時刻の設定 …分かりやすいダイヤ設定など

《事業例》

- ・等間隔運行やパターンダイヤ など



#### ③ 共通乗車船券の発行 …共通乗車チケットの設定など

《事業例》

- ・電車・バス一日乗り放題切符、観光周遊フリーバスの発行 など



### < 併せて行う事業 >

ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業（施行規則第9条の3）

《事業例》

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置

※ 道路運送事業：一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業

### ▲ 地域公共交通利便増進事業（法第2条第13号、施行規則第9条の3）

※地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（第4版）別冊 P23 を加工して作成



＊「利便増進事業」とは … 地方公共団体が公共交通網の整備を図るため、交通事業者等への支援を行うことで実施を促進するもので、路線等再編の取組に加えて運賃やダイヤ等の見直しを行うなど、利用者の利便の増進に資する取組が対象となる。以下に「○」を付した路線再編の取組を利便増進事業とし、実施計画である「利便増進実施計画」を作成する。

図表 6-1 再編の概要（令和 6 年 4 月以降）

| No | 再編時期<br>年度 月 | 区・地域               | 路線名                | 路線<br>区分     | 評価<br>(令和4年度実績)      | 再編概要                                                                                         | 利便増進<br>事業 |
|----|--------------|--------------------|--------------------|--------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1  | 令和6年度 4月     | 安塚区                | 安塚線                | 幹線           | Ⅲ運行の効率化              | ・減便や運行ダイヤの調整を行い、運行の効率化を図る。                                                                   |            |
| 2  |              | 安塚区<br>浦川原区<br>大島区 | 大平線                | 支線           | Ⅱ運行形態の転換等            | ・利用が極めて少ない「小谷島～大島コミュニティプラザ」間を廃止する。                                                           |            |
| 3  |              | 浦川原区               | 月影・下保倉・末広ルート       | 支線           | Ⅱ運行形態の転換等            | ・予約型コミュニティバスに転換                                                                              |            |
| 4  |              | 大島区                | 旭線(市営バス)           | 支線           | Ⅱ運行形態の転換等            | ・予約型コミュニティバスに転換                                                                              |            |
| 5  |              |                    | 菖蒲線(市営バス)          | 支線           | Ⅱ運行形態の転換等            | ・予約型コミュニティバスに転換                                                                              |            |
| 6  | 令和7年度 4月     | 合併前上越市<br>三和区      | 真砂線                | 幹線           | Ⅲ運行の効率化              | ・利用実態に合わせたダイヤ改正や減便等の検討を進め、運行の効率化を図る。<br>・小学校の統廃合など利用ニーズの変化を把握しながら、運行内容を検討する。                 |            |
| 7  |              | 柿崎区<br>大潟区         | 浜線                 | 支線           | Ⅰ路線廃止・互助への転換         | ・令和5年10月から令和6年9月までの利用者数が1.0人/便を上回らない場合は、令和7年4月を目途に路線を廃止する。柿崎区では、互助による輸送への転換を検討               |            |
| 8  |              | 中郷区                | 岡沢ルート<br>稲荷山ルート    | 支線           | Ⅰ路線廃止・互助への転換         | ・令和5年10月から令和6年9月までの利用者数が1.0人/便を上回らない場合は、令和7年4月を目途に路線を廃止し、互助による輸送への転換を検討                      | ○          |
| 9  |              | 板倉区                | 新井・板倉線             | 幹線           | Ⅲ運行の効率化              | ・減便により運行の効率化を図る(現在通学で利用している高校生の卒業をもって土日の便を中心に減便を検討)                                          |            |
| 10 |              |                    | 上関田線<br>(市営バス)     | 支線           | Ⅱ運行形態の転換等            | ・予約型コミュニティバスに転換                                                                              | ○          |
| 11 |              |                    | 山寺薬師・孤立線<br>(市営バス) | 支線           | Ⅱ運行形態の転換等            | ・予約型コミュニティバスに転換                                                                              |            |
| 12 | 令和8年度 4月     | 合併前上越市<br>清里区      | 清里線                | 幹線           | Ⅲ運行の効率化              | ・利用実態に合わせダイヤ改正や減便等の検討を進め、運行の効率化を図る。                                                          |            |
| 13 |              | 板倉区<br>清里区         | 三針線                | 支線           | Ⅰ路線廃止・互助への転換         | ・路線廃止(現在通学で利用している高校生の卒業をもって路線を廃止)                                                            |            |
| 14 |              | 清里区                | 櫛池線(市営バス)          | 支線           | Ⅰ路線廃止・互助への転換         | ・利用者数が1.0人/便を上回らない場合は、令和8年4月を目途に路線を廃止し、互助による輸送への転換を検討。                                       | 検討中        |
| 15 | 令和8年度        | 名立区                | 東飛山線               | 支線           | Ⅳ現状維持                | ・通学を始めとした利用状況や、地域における交通手段の検討状況を把握しながら、予約型コミュニティバスへの転換等について検討を行う。                             | 検討中        |
| 16 | 令和9年度 4月まで   | 合併前上越市             | 正善寺線               | 支線           | Ⅱ運行形態の転換等            | ・予約型コミュニティバスへの転換について検討を進める。                                                                  | 検討中        |
| 17 |              |                    | 高田南循環線             | 支線           | Ⅱ運行形態の転換等            | ・予約型コミュニティバスへの転換について検討を進める。                                                                  |            |
| 18 | 令和9年度        | 柿崎区<br>吉川区         | 山直海線               | 幹線…①<br>支線…② | ①Ⅳ現状維持<br>②Ⅱ運行形態の転換等 | ・幹線と支線に分割(幹線区間：柿崎バスターミナル～吉川区総合事務所前)<br>・支線区間は予約型コミュニティバスに転換(小中学生の登下校時間帯は村屋から柿崎バスターミナルまで定時運行) | 検討中        |
| 19 |              | 吉川区                | 吉川西部循環線            | 支線           | Ⅳ現状維持                | ・予約型コミュニティバスに転換(特別支援学校の通学時間帯は定時便を運行)                                                         |            |
| 20 |              |                    | 泉谷・勝穂循環線           | 支線           | Ⅳ現状維持                | ・予約型コミュニティバスに転換                                                                              |            |
| 21 | 未定           | 合併前上越市             | 佐内・直江津循環線          | 幹線           | Ⅲ運行の効率化              | ・現状維持…令和5年4月に減便による再編を実施していることから、利用促進等を通じて利用者数の増を図る。                                          |            |
| 22 |              |                    | 謙信公大通り循環線          | 幹線           | Ⅲ運行の効率化              | ・現状維持…令和5年4月に減便による再編を実施していることから、利用促進等を通じて利用者数の増を図る。                                          |            |
| 23 |              |                    | 春日山駅・アルカディアシャトル便   | 幹線           | Ⅲ運行の効率化              | ・現状維持…令和5年4月に減便による再編を実施していることから、利用促進等を通じて利用者数の増を図る。                                          |            |
| 24 |              |                    | 謙信公大通り線            | 幹線           | Ⅲ運行の効率化              | ・現状維持…令和5年4月に減便による再編を実施していることから、利用促進等を通じて利用者数の増を図る。                                          |            |
| 25 |              | 合併前上越市<br>牧区       | 宮口線                | 幹線           | Ⅲ運行の効率化              | ・現状維持…令和3年4月に幹線と支線の分割等による運行の効率化を実施していることから、利用促進等を通じて利用者数の増を図る。                               |            |
| 26 |              | 板倉区                | 島田線                | 幹線           | Ⅲ運行の効率化              | ・令和5年4月に経路変更を実施したことから、その後の実績を踏まえて再度評価を行う。                                                    |            |
| 27 |              | 名立区                | 名立線                | 幹線           | Ⅲ運行の効率化              | ・現状維持…新潟労災病院の再編に係る議論の動向を注視し、必要に応じて利用実態やニーズを踏まえた再編を行う。                                        |            |
| 28 |              | 合併前上越市             | 労災病院前を経由する路線       | 幹線<br>支線     | —                    | ・新潟労災病院の再編に係る議論の動向を注視し、必要に応じて各路線の利用実態やニーズを踏まえた再編を行う。                                         | 検討中        |

## (4) バス路線の維持確保のための補助制度の活用

バス路線の安定的な運行に資するため、国県等が行う各種支援制度を活用する。

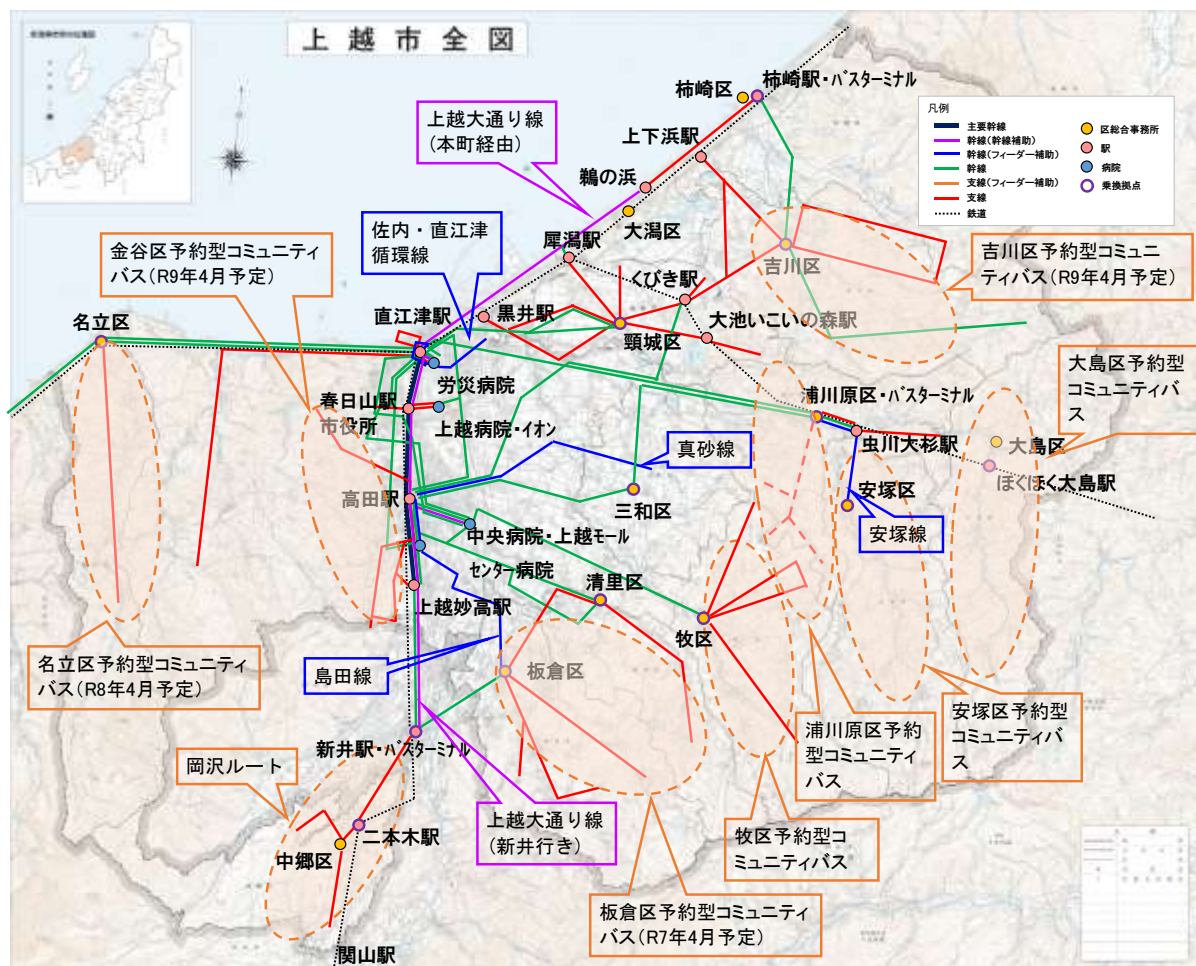
国の「地域公共交通確保維持改善事業<sup>※41</sup>」活用のため、関係の路線等を以下に示す。

図表 6-2 補助系統の位置付けと役割（令和6年4月以降）（令和7年4月以降）

| 位置付け                  | 系統                      | 役割                                                                 | 確保・維持策                                                  |
|-----------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 広域ネットワーク<br>拠点間ネットワーク | 各鉄道路線                   | 都市拠点と市外の間や、都市拠点間の交通を担う。                                            | 交通事業者と協議の上、一定の運行水準を確保する。                                |
| 幹線                    | 上越大通り線（本町経由）            | 上越妙高駅から主要幹線である上越大通りを運行し、市役所や直江津港など市内の拠点間を運行する。                     | 地域公共交通確保維持改善事業（幹線補助 <sup>※42</sup> ）を活用し持続可能な運行を目指す。    |
|                       | 上越大通り線（新井行き）            | 県立中央病院から高田駅、上越妙高駅を経由する中で、商店街など高田地区の主要な拠点を結ぶほか、妙高市の新井バスターミナルまで運行する。 |                                                         |
|                       | 安塚線                     | 安塚区の中心部と鉄道駅、バスターミナルとの間の交通を担う。                                      |                                                         |
|                       | 島田線                     | 板倉区の中心部と鉄道駅を結ぶほか、高田地区への通勤・通学や通院などの移動を担う。                           | 地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助 <sup>※43</sup> ）を活用し持続可能な運行を目指す。 |
|                       | 佐内・直江津循環線               | 直江津市街地各所と佐内地区を結び、住宅地、商業施設、駅及び病院間の移動を担う。                            |                                                         |
|                       | 真砂線                     | 三和区と高田駅を結び、高田地区の高校への通学のほか、通院や買物などの移動手段を担う。                         |                                                         |
|                       | その他の幹線                  | 市内各区や郊外の拠点と、市の中心地、駅などを結ぶ。                                          | 交通事業者と連携し、サービス水準の維持や利便性の向上を図る。収支悪化路線は効率化を図る。            |
| 支線                    | 岡沢ルート                   | 中郷区各所とえちごトキめき鉄道二本木駅、新井バスターミナル（妙高市新井地区）を結ぶ。                         | 地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す。                 |
|                       | 安塚区予約型コミュニティバス          | 安塚区全域を運行し、浦川原バスターミナルを発着する幹線バスと接続するほか、ほくほく線虫川大杉駅において鉄道と接続する。        |                                                         |
|                       | 牧区予約型コミュニティバス           | 牧区全域を運行し、牧区中心部と高田地区を結ぶ幹線バスと接続する。                                   |                                                         |
|                       | 浦川原区予約型コミュニティバス（令和6年4月） | 浦川原区全域を運行し、浦川原バスターミナルを発着する幹線バスと接続するほか、ほくほく線うらがわら駅において鉄道と接続する。      |                                                         |
|                       | 大島区予約型コミュニティバス（令和6年4月）  | 大島区全域を運行し、ほくほく線ほくほく大島駅において鉄道と接続する。                                 |                                                         |

| 位置付け       | 系統                           | 役割                                                            | 確保・維持策                                                                                     |
|------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支線         | 板倉区予約型コミュニティバス<br>(令和7年4月予定) | 板倉区全域を運行し、板倉コミュニティプラザ前を発着する幹線バスと接続する。                         | 地域公共交通確保維持改善事業 <sup>※41</sup> (フィーダー補助 <sup>※43</sup> )を活用し持続可能な運行を目指す。<br><b>【利便増進事業】</b> |
|            | 名立区予約型コミュニティバス<br>(令和8年4月予定) | 名立区全域を運行し、コミュニティプラザ前を発着する幹線バスと接続するほか、えちごトキめき鉄道名立駅において鉄道と接続する。 | 地域公共交通確保維持改善事業 <sup>※41</sup> (フィーダー補助 <sup>※43</sup> )を活用し持続可能な運行を目指す。                    |
|            | 吉川区予約型コミュニティバス<br>(令和9年4月予定) | 吉川区全域を運行し、吉川区総合事務所前を発着する幹線バスと接続する。                            |                                                                                            |
|            | 金谷区予約型コミュニティバス<br>(令和9年4月予定) | 金谷区や和田区等の一部を運行し、えちごトキめき鉄道高田駅・上越妙高駅において鉄道と接続する。                |                                                                                            |
|            | その他の支線                       | 各地域の集落等と、地域の中心部や幹線バスとの乗継拠点等を結ぶ。                               | 交通事業者と連携し、きめ細やかな移動を確保しつつ、運行形態の転換等による効率化と利便性の維持・向上を図る。                                      |
| 住民の互助による輸送 | 中郷コミュニティバス さくら号              | 中郷区各所とえちごトキめき鉄道二本木駅を結ぶほか、妙高市新井地区や関山地区の医療機関・商業施設等を結ぶ。          | 運行主体である地域組織と連携し、移動手段の維持・確保を図る。<br><b>【利便増進事業】</b>                                          |

図表 6-3 補助系統を含む公共交通ネットワーク（令和 6 年 4 月以降）





## 上越市地域公共交通活性化協議会財務規程改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改正前   |       |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |   |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| <p>(予算)</p> <p>第2条 <u>協議会の予算は、一般会計(協議会の運営及び事業に関する歳入歳出予算をいう。以下同じ。)</u>及び特別会計(国の地域内フィーダー系統確保維持費補助金の交付に関する歳入歳出予算をいう。以下同じ。)に区分する。</p> <p>2 <u>協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金、繰入金及びその他の収入をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費、繰出金並びに補助金をもって支出とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(予算の補正)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項もしくは前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第5項の規定を準用する。</p> <p>(予算区分)</p> <p>第4条 <u>一般会計</u>予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 <u>特別会計</u>予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p><u>一般会計</u></p> <p>収入予算の款、項及び目の区分</p> <table><tr><th>款</th><th>項</th><th>目</th></tr><tr><td>1 負担金</td><td>1 負担金</td><td>1 負担金</td></tr><tr><td>2 補助金</td><td>1 補助金</td><td>1 補助金</td></tr><tr><td>3 繰越金</td><td>1 繰越金</td><td>1 繰越金</td></tr><tr><td>4 諸収入</td><td>1 諸収入</td><td>1 雑入</td></tr></table> | 款     | 項     | 目 | 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 | 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 | 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑入 | <p>(予算)</p> <p>第2条</p> <p>協議会の予算は、負担金、<u>国庫補助金、繰越金</u>及びその他の収入をもって収入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費_____をもって支出とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(予算の補正)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前1項もしくは前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。</p> <p>(予算区分)</p> <p>第4条 <u>収入</u>予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 <u>支出</u>予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>収入予算の款、項及び目の区分</p> <table><tr><th>款</th><th>項</th><th>目</th></tr><tr><td>1 負担金</td><td>1 負担金</td><td>1 負担金</td></tr><tr><td>2 補助金</td><td>1 補助金</td><td>1 補助金</td></tr><tr><td>3 繰越金</td><td>1 繰越金</td><td>1 繰越金</td></tr><tr><td>4 諸収入</td><td>1 諸収入</td><td>1 雑入</td></tr></table> | 款 | 項 | 目 | 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 | 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 | 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑入 |
| 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 項     | 目     |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |   |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |
| 1 負担金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1 負担金 | 1 負担金 |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |   |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |
| 2 補助金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1 補助金 | 1 補助金 |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |   |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |
| 3 繰越金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1 繰越金 | 1 繰越金 |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |   |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |
| 4 諸収入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1 諸収入 | 1 雑入  |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |   |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |
| 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 項     | 目     |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |   |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |
| 1 負担金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1 負担金 | 1 負担金 |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |   |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |
| 2 補助金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1 補助金 | 1 補助金 |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |   |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |
| 3 繰越金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1 繰越金 | 1 繰越金 |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |   |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |
| 4 諸収入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1 諸収入 | 1 雑入  |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |   |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |      |

| 改正案                                   |       |         | 改正前                           |       |       |
|---------------------------------------|-------|---------|-------------------------------|-------|-------|
| 支出予算の款、項及び目の区分                        |       |         | 別表第2（第4条関係）<br>支出予算の款、項及び目の区分 |       |       |
| 款                                     | 項     | 目       | 款                             | 項     | 目     |
| 1 運営費                                 | 1 会議費 | 1 会議費   | 1 運営費                         | 1 会議費 | 1 会議費 |
|                                       | 2 事務費 | 1 事務費   |                               | 2 事務費 | 1 事務費 |
| 2 事業費                                 | 1 事業費 | 1 事業費   | 2 事業費                         | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 繰出金                                 | 1 繰出金 | 1 繰出金   | 3 予備費                         | 1 予備費 | 1 予備費 |
| 4 予備費                                 | 1 予備費 | 1 予備費   |                               |       |       |
| 別表第2（第4条関係）<br>特別会計<br>収入予算の款、項及び目の区分 |       |         |                               |       |       |
| 款                                     | 項     | 目       |                               |       |       |
| 1 補助金                                 | 1 補助金 | 1 国庫補助金 |                               |       |       |
| 2 繰入金                                 | 1 繰入金 | 1 繰入金   |                               |       |       |
| 支出予算の款、項及び目の区分                        |       |         |                               |       |       |
| 款                                     | 項     | 目       |                               |       |       |
| 1 補助金                                 | 1 補助金 | 1 補助金   |                               |       |       |
| 2 運営費                                 | 1 事務費 | 1 事務費   |                               |       |       |

## 上越市地域公共交通活性化協議会財務規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、上越市地域公共交通活性化協議会会則（以下「会則」という。）第12条の規定に基づき、上越市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (予算)

第2条 協議会の予算は、一般会計（協議会の運営及び事業に関する歳入歳出予算をいう。以下同じ。）及び特別会計（国の地域内フィーダー系統確保維持費補助金の交付に関する歳入歳出予算をいう。以下同じ。）に区分する。

2 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金、繰入金及びその他の収入をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費、繰出金並びに補助金をもって支出とする。

3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

5 会長は、第3項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに上越市長に送付しなければならない。

## (予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 会長は、協議会の運営もしくは、事業の公正かつ円滑な執行に著しく支障が発生するおそれがあり、特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、補正予算を調製し処分することができる。

3 前項の規定による処置については、会長は、次の協議会において報告し、その承認を求めなければならない。

4 第1項もしくは前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第5項の規定を準用する。

## (予算区分)

第4条 一般会計予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 特別会計予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

## (予算の流用及び予備費の充当)

第5条 支出予算の流用及び予備費の充当は、上越市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により支出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、速やかに、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務を行うものとする。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、上越市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、会則第6条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに上越市長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成20年7月25日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

一般会計予算の款、項及び目の区分

収入

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑入  |

支出

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 |
|       | 2 事務費 | 1 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 繰出金 | 1 繰出金 | 1 繰出金 |
| 4 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |

別表第2（第4条関係）

特別会計予算の款、項及び目の区分

収入

| 款     | 項     | 目       |
|-------|-------|---------|
| 1 補助金 | 1 補助金 | 1 国庫補助金 |
| 2 繰入金 | 1 繰入金 | 1 繰入金   |

支出

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 2 運営費 | 1 事務費 | 1 事務費 |



## 初めての予約型コミュニティバス体験キャンペーン事業について（案）

## 1. 目 的

現在、市内 4 つの区で運行している予約型コミュニティバスを初めて利用する方に対して、次回以降利用可能な無料乗車券を配布することにより、利用の動機付けとすることで、更なる利用者の増加に繋げるもの。

## 2. 企画概要

| 項 目    | 内 容                                                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企画名（仮） | 初めての予約型コミュニティバス体験キャンペーン                                                                                                   |
| 対象者    | 市内在住で初めて予約型コミュニティバスを利用される方                                                                                                |
| 特 典    | 電話又は WEB にて住所登録の上、初めて予約し利用された方に対し、運賃支払時に次回以降利用可能となる 1 乗車分の無料乗車券を進呈                                                        |
| 実施期間   | 令和 7 年 6 月頃～開始を予定<br>（令和 7 年 4 月から運行を開始する板倉区は、本運行開始予定の 10 月からキャンペーン開始を想定）                                                 |
| 必要経費   | 2 千円（無料乗車券作成費）                                                                                                            |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーン利用者にアンケート用紙の配布を予定。</li> <li>・実施内容や運用方法等の詳細は、今後市と運行事業者等で協議し、決定する。</li> </ul> |

## 3. 今後のスケジュール

| 時 期    | 項 目                                           |
|--------|-----------------------------------------------|
| ～5 月下旬 | 運行事業者との協議                                     |
|        | 市民への周知（実施区へのチラシ配布等）                           |
| 6 月～   | キャンペーン開始（安塚区、浦川原区、大島区、牧区）<br>（板倉区は、10 月開始を想定） |



## バス待合処の設置について（案）

### 1. 目 的

路線バスの利用促進の一助とするため、停留所に隣接する公共施設及び民間施設の協力により「バス待合処」を設置し、バス待ち時間における待合環境の改善を図るもの。

### 2. 事業の概要

| 項 目  | 内 容                                                                                                                                                                                                                                     |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | <small>まちあいどころ</small><br>バス待合処の設置事業                                                                                                                                                                                                    |
| 主な内容 | <p>路線バス停留所におけるバス待ち時間の環境を改善するため、バス停に隣接する公共施設や民間施設の協力を得て「バス待合処」を設置し、バス利用者に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停留所における上屋の設置場所は限られていることから、バス待合処の設置により猛暑や荒天から退避できる場所を設ける。</li> <li>・令和 6 年度に市が実施した「涼み処」の取組を参考とする。</li> </ul> |
| 実施方法 | <p>(1) 設置する施設への依頼<br/>バス停留所に隣接する施設に依頼し、了承を得られた施設をバス待合処に指定</p> <p>(2) バス待ちの方への情報提供<br/>バスの走行位置を随時確認するほか、乗車場所が複数ある停留所の案内図等を参照できるようにするため、スマートフォン等を用いて Web サイトに接続するための二次元コードを掲示</p> <p>(3) 周知<br/>広報上越等を通じてバス待合処を周知</p>                     |
| 実施期間 | 令和 7 年 6 月頃から                                                                                                                                                                                                                           |
| 予算   | 20 千円（待合処における掲示板、掲示物の作成費など）                                                                                                                                                                                                             |

### 3. 今後のスケジュール

| 時 期     | 項 目                                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 月～5 月 | ・候補となる施設へのバス待合処の設置依頼                                                                        |
| ～6 月    | ・掲示物の作成・送付（設置は施設等に依頼）                                                                       |
| 6 月頃～   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス待合所設置</li> <li>・広報上越等による周知（設置当初、12 月頃）</li> </ul> |

### 4. その他

令和 7 年度の事業の状況を踏まえ、次年度以降の事業の在り方について協議する。



## みんなの画廊の設置について（案）

### 1. 目的

沿線の保育園の園児等から描いてもらった絵画作品等をバス車内に展示することで、普段バスに乗る機会が少ない人にも路線バスに興味や親しみをもってもらい、路線バスの利用につなげる。

### 2. 企画概要

- ・ 作品の作成及び展示について対象の保育園施設等に協力依頼
- ・ 作成してもらった作品を頸城自動車に依頼しバス車内に掲示
- ・ 交通政策課ホームページや市民の窓等にて、みんなの画廊について周知

### 3. 実施期間

7 月、8 月、12 月、1 月（それぞれ約 1 か月程度）

### 4. 事業に係る経費

5 千円（作品の展示経費など）

### 5. 事業スケジュール

- |             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| 令和 7 年 5 月  | ・ 対象者へ作品の作成依頼               |
| 令和 7 年 6 月  | ・ 作品の回収                     |
|             | ・ ラミネート加工後、運行事業者に受け渡し       |
| 令和 7 年 7 月～ | ・ 作品の車内展示（7 月、8 月、12 月、1 月） |
|             | ・ 広報上越等での周知                 |
| 掲載期間終了後     | ・ 作品の回収→対象者へ作品の返却           |



生活交通確保維持改善計画  
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持計画)

令和 6 年 5 月 21 日  
令和 7 年 3 月 26 日 変更

(名称) 上越市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

上越市では、鉄道（えちごトキめき鉄道妙高はねうまライン及び日本海ひすいライン、ＪＲ東日本信越本線、北越急行ほくほく線）のほか、当市と周辺自治体を、また、鉄道のない郊外エリアと市街地を結ぶ一部の幹線的バス系統を公共交通ネットワークの骨格に位置付け、その他の路線バス系統やコミュニティバス（交通空白地有償運送）と接続させることで、効率性を考慮しながらも、使い勝手のよい階層的な公共交通ネットワークの構築を進めるとともに、生活交通の維持・確保がなされるよう、既存の路線バス等について、地域の実情を踏まえた運行形態へと見直しを進めている。

平成 21 年度以降、地域公共交通活性化・再生総合事業に取り組むなど、路線バスの見直し・実証運行に取り組んでおり、令和 2 年 3 月には「第 2 次上越市総合公共交通計画」を策定した。しかし、路線バスの利用者数は、近年、減少幅が若干鈍化傾向にあるものの、依然として減少傾向であり、特に令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した路線がある。利用者数の減少等による収支状況の悪化により行政負担が増加する中、路線バスの運行の効率化などにより、なんとか生活交通を維持している状況である。このような中、上越市において、令和 6 年 3 月に現状を踏まえた目標や施策を定めた「第 2 次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）」を策定した。今後は同計画に基づく路線バス等の再編や利用促進に取り組みながら、定期的な評価を行い、利用しやすく、かつ、持続可能な生活交通の維持・確保に努めていく。

地域内フィーダー系統として計画に登載する、①安塚線（うらがわら駅前～虫川大杉駅前～保健センター前）は、安塚区（旧東頸城郡安塚町）の中心部とほくほく線虫川大杉駅、浦川原区（旧東頸城郡浦川原村）の浦川原バスターミナルを結ぶ路線であり、高校生の通学、同区からの通勤に利用される生活路線であるが、区域内の人口減少に伴い、平成 23 補助年度から県単補助基準を満たせない路線となり、さらに、令和 6 年 3 月末で県立高田高等学校安塚分校が閉校となり、高校生による日常的な利用が無くなったことから、収支状況が悪化している。

②島田線（１）（高田駅前～岡原～曾根田）、⑥島田線（２）（高田駅前～岡原・東木島～曾根田）は、板倉区（旧中頸城郡板倉町）の中心部と妙高はねうまラインの高田駅を結ぶ路線である。高校生の通学、総合病院等への通院のほか、同区からの通勤に利用される生活路線であるため、土日を含めて一定の運行回数を維持する必要があるが、平成 21 補助年度からは県単補助基準を満たせなくなり、路線維持に要する負担が増大している。

③佐内・直江津循環線（直江津駅前～労災病院前～佐内入口）は、直江津市街地を周遊し、佐内地区を結ぶ路線である。市街地を運行し、住宅地、商業施設、駅及び病院を循環することで、高齢者を中心とした移動手段を確保するとともに、佐内地区の住民の通院や買い物などを目的とした日常生活を支える路線として、維持していく必要がある。

~~④岡沢ルート（新井バスターミナル～中郷区総合事務所前～岡沢・稲荷山）は、中郷区（旧中頸城郡中郷村）と新井バスターミナルを結ぶ路線である。総合病院等への通院や買い物、中学生の通学などを主な目的としており、自家用車を持たない住民の日常生活を支える路線として、維持していく必要がある。~~

④真砂線（高田駅前～真砂寺前～三和体育館）は、三和区（旧中頸城郡三和村）とえちごトキめき鉄道の高田駅を結んでいる。沿線住民の主な生活圏域は高田方面であり、高校生の通学を中心に、通院や買い物など自家用車を持たない人の日常生活を支える路線として維持していく必要がある。

⑤牧区予約型コミュニティバス（牧区全域）は、牧区（旧東頸城郡牧村）の全域を運行する路線である。牧区の中心部や高田など区外への通勤、通学、通院及び買い物を主な目的としており、区外の学校へ通学する学生や、自家用車を持たない高齢者を中心に住民の日常生活を支える重要な路線として、維持していく必要がある。

⑦浦川原区予約型コミュニティバス（浦川原区全域）は、浦川原区（旧東頸城郡浦川原村）の全域を運行する路線である。浦川原区の中心部や直江津など区外への通勤、通学、通院及び買い物を主な目的としており、区外の学校へ通学する学生や、自家用車を持たない高齢者を中心に住民の日常生活を支える重要な路線として、維持していく必要がある。

⑧大島区予約型コミュニティバス（大島区全域）は、大島区（旧東頸城郡大島村）の全域を運行する路線である。大島区の中心部や直江津など区外への通勤、通学、通院及び買い物を主な目的としており、区外の学校へ通学する学生や、自家用車を持たない高齢者を中心に住民の日常生活を支える重要な路線として、維持していく必要がある。

以上のことから、地域公共交通確保維持事業を活用することにより、①～⑧の路線を維持し、住民の生活交通の手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### （1）事業の目標

○第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の38ページに記載の基本方針及び目標に沿って作成

#### 1. R4年度利用者数の110.4%以上とする。

※目標利用者数の算出に用いるR4年度利用者数について

①安塚線においては、R6.3末で県立高田高等学校安塚分校が閉校となったため、同校への通学利用が無くなったことから、R4年度利用者数の全体から、高校生の通学利用による定期券購入の利用者数を差し引いて算出する。

~~④岡沢ルートは、R5.9末で廃止となった関山ルートの一部の地域について、範囲を拡大して運行しているため、比較に用いる利用者数は、両ルートの実績の合算とR7年度の岡沢ルートの運行計画回数÷R4年度の両ルートの運行計画回数の合算の積で算出する。~~

⑤牧区予約型コミュニティバスは、R4年度当時に牧区市営バスとして運行していた3路線（宇津俣線、高谷・平山線、坪山線）の利用人数の合計値とする。

⑦浦川原区予約型コミュニティバスは、R4年度当時に運行していた月影・下保倉・末広ルートの利用人数とする。

⑧大島区予約型コミュニティバスは、R4年度当時に大島区市営バスとして運行していた2路線（旭線、菖蒲線）の利用人数の合計値とする。（当時は中学生による通学利用があり、現在はスクールバスへ移行していることから、中学生の利用相当分を除いている。）

#### 【目標利用者数】

①安塚線：2,249人（※R4年度利用者数2,037人×110.4%）

②⑥島田線：9,000人（R4年度利用者数8,152人×110.4%）

③佐内・直江津循環線：4,171人（R4年度利用者数3,778人×110.4%）

~~④岡沢ルート：1,520人（※R4年度利用者数1,377人×110.4%）~~

④真砂線：5,762人（R4年度利用者数5,219人×110.4%）

⑤牧区予約型コミュニティバス：10,304人（※R4利用者数9,333人×110.4%）

- ⑦浦川原区予約型コミュニティバス：4,982人（※R4利用者数4,513人×110.4%）  
 ⑧大島区予約型コミュニティバス：7,495人（※R4利用者数6,789人×110.4%）

※R4年度利用者数として用いる数値の算出

①安塚線：2,037人

（R4年度利用者数12,169人－R4年度高校生の通学定期券による利用者数10,132人）

~~④岡沢ルート：1,377人~~

~~－（R4岡沢ルート利用者数1,153人＋R4関山ルート利用者数1,094人）~~

~~×R7岡沢ルート計画運行回数1,944回／（R4岡沢ルート計画運行回数1,708回~~

~~＋R4関山ルート計画運行回数1,464回））~~

## 2. R4年度収支率の101.9%とする。

### 【目標収支率】

①安塚線：22.0%（R4年度収支率21.6%×101.9%）

②⑥島田線：18.0%（R4年度収支率17.7%×101.9%）

③佐内・直江津循環線：9.4%（R4年度収支率9.2%×101.9%）

~~④岡沢ルート：6.3%（R4年度収支率6.2%×101.9%）~~

④真砂線：18.7%（R4年度収支率18.4%×101.9%）

⑤牧区予約型コミュニティバス：2.6%（R5年度収支率2.5%×101.9%）

⑦浦川原区予約型コミュニティバス：2.6%（牧区予約型コミュニティバスのR5年度収支率の実績に準じる）

⑧大島区予約型コミュニティバス：2.6%（牧区予約型コミュニティバスのR5年度収支率の実績に準じる）

## （2）事業の効果

### ①安塚線

安塚線を維持することにより、当該地区の住民の通勤・通学、高齢者を中心とした通院など、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、本線をほくほく線「虫川大杉駅」、「うらがわら駅」及び当該区域内で運行する乗合タクシーと接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

### ②⑥島田線

島田線を維持することにより、当該地区の住民の通勤・通学、高齢者を中心とした通院など、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、当該区域内の路線バスや幹線系統「上越大通り線」及びえちごトキめき鉄道「高田駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

### ③佐内・直江津循環線

佐内・直江津循環線を維持することにより、佐内地区の高齢者を中心に通院や通勤、買い物など日常生活に必要な移動手段が確保される。また、本線をえちごトキめき鉄道「直江津駅」及び幹線系統「上越大通り線」等と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

### ~~④岡沢ルート~~

~~－岡沢ルートを維持することにより、中郷区を始めとする沿線の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、デマンド運行を行うことにより、効率的に乗合タクシーを運行し、高齢化が進む地域において、日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、中学生の通学時の移動手段にも対応することができる。－~~

~~さらに、本線を幹線系統「上越大通り線」、えちごトキめき鉄道「新井駅」及び「二本木駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。－~~

## ④真砂線

真砂線を維持することにより、当該地区の住民の通学や通勤に加え、高齢者を中心に通院など、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、本線を幹線系統「上越大通り線」及びえちごトキめき鉄道「高田駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

## ⑤牧区予約型コミュニティバス

牧区予約型コミュニティバスを維持することにより、当該地区の住民の通学や通勤に加え、高齢者を中心に通院など、日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、インターネットからの予約が可能であるオンデマンド交通システムを活用したデマンド運行を行うことにより、効率的に市営バスを運行し、自宅や目的地の近くで乗降車できるよう多くの停留所を設置することで、高齢化が進む当該地区の住民の利便性を確保することができる。

さらに、本線を地域間幹線バス系統「宮口線」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

## ⑦浦川原区予約型コミュニティバス

浦川原区予約型コミュニティバスを維持することにより、当該地区の住民の通学や通勤に加え、高齢者を中心に通院など、日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、インターネットからの予約が可能であるオンデマンド交通システムを活用したデマンド運行を行うことにより、効率的に乗合タクシーを運行し、自宅や目的地の近くで乗降車できるよう多くの停留所を設置することで、高齢化が進む当該地区の住民の利便性を確保することができる。

さらに、本線をほくほく線「うらがわら駅」及び「虫川大杉駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

## ⑧大島区予約型コミュニティバス

大島区予約型コミュニティバスを維持することにより、当該地区の住民の通学や通勤に加え、高齢者を中心に通院など、日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、インターネットからの予約が可能であるオンデマンド交通システムを活用したデマンド運行を行うことにより、効率的に乗合タクシーを運行し、自宅や目的地の近くで乗降車できるよう多くの停留所を設置することで、高齢化が進む当該地区の住民の利便性を確保することができる。

さらに、本線をほくほく線「ほくほく大島駅」と接続することにより、当該地区と市中心部を結ぶ階層化した交通ネットワークを構築することができる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市民の移動ニーズに合わせて、バス・鉄道等の運行時間帯や本数など、ダイヤの見直しを行う。バスからバス、バスから鉄道への乗り継ぎに対応したダイヤの見直しを行う。（上越市地域公共交通活性化協議会、事業者、上越市）
- ・小中高校生夏休み特別運賃、70 歳以上の高齢者や運転免許証返納者を対象とした市内路線バス乗り放題となる定期券、1 日フリー乗車券の車内販売、施設と連携した割引サービスなどの実施。（事業者、各施設、上越市）
- ・鉄道・路線バス等の路線図や運行時刻、運賃、乗り方、企画切符などの情報をひとつにまとめた公共交通総合時刻表を作成し、市民へ配布。（上越市地域公共交通活性化協議会）

- ・公共交通の利用啓発資料を作成し、バス案内所や学校、イベント等で配布することにより、市民や観光客へ周知。（上越市地域公共交通活性化協議会）
  - ・公共交通の利用が多い高齢者を対象とした企画切符の情報を掲載した啓発資料を作成し、配布。（上越市地域公共交通活性化協議会）
  - ・公共交通に対する理解を深めるためのイベント（バスの日フェスタ）を毎年 9 月に開催。公共交通の利用を啓発、子どもたちを対象にバスの乗り方体験教室等を実施。（バス事業者）
- （第 2 次上越市総合公共交通計画（後期再編計画） P97～100 参照）

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付  
その他、以下のとおり。

##### 1) 時刻表

- ・別紙「時刻表」のとおり

##### 2) 運行予定期間

|                         |                                    |
|-------------------------|------------------------------------|
| ①安塚線                    | 平成 22 年 4 月 1 日から（終期末定）            |
| ②⑥島田線                   | 平成 23 年 3 月 1 日から（終期末定）            |
| ③佐内・直江津循環線              | 平成 24 年 4 月 1 日から（終期末定）            |
| <del>④岡沢ルート</del>       | <del>平成 25 年 4 月 1 日から（終期末定）</del> |
| ④真砂線                    | 平成 27 年 4 月 1 日から（終期末定）            |
| ⑤牧区予約型コミュニティバス          | 令和 5 年 4 月 1 日から（終期末定）             |
| ⑦浦川原区予約型コミュニティバス        | 令和 6 年 10 月 1 日から（終期末定）            |
| ⑧大島区予約型コミュニティバス         | 令和 6 年 10 月 1 日から（終期末定）            |
| ※実証・試験運行終了後の本格運行開始時期を記載 |                                    |

##### 3) 運行事業者決定の経緯

以下の理由により運行事業者を次のとおり選定する。

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| ①安塚線              | 東頸バス(株)                |
| ②⑥島田線             | くびき野バス(株)              |
| ③佐内・直江津循環線        | 頸城自動車(株)               |
| <del>④岡沢ルート</del> | <del>アイエムタクシー(株)</del> |
| ④真砂線              | くびき野バス(株)              |
| ⑤牧区予約型コミュニティバス    | 上越市                    |
| ⑦浦川原区予約型コミュニティバス  | 東頸バス(株)                |
| ⑧大島区予約型コミュニティバス   | 上越市                    |

##### [理由]

- ・実証運行以前から、当該エリアにおいて一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送を運営し、地域住民等の移動手段を確保してきたこと。
- ・当該エリアにおける乗合輸送の実施について、必要なノウハウや人材（大型二種自動車免許保有者等）を持ち、安全・安心の輸送サービスを提供できると見込まれること。
- ・①～③、⑤、⑦、⑧の各路線を運行する区域のほか、周辺地域で一般乗合旅客自動車運送事業を運営していることから、他地域の事業者が新規参入する場合と比較して、不採算や経営上の事情等を理由とする事業撤退が考えにくく、安定的に移動手段を確保できると見込まれるため。

- ・④、⑧については、試験運行開始時に当協議会においてプロポーザル方式の業者選定を行い、利用者の利便性向上等の観点から、当該事業者を選定したため。

#### 4) 地域内フィーダー系統の補足資料

別紙「路線図」のとおり

##### ①安塚線

鉄軌道路線と「うらがわら駅」で接続

##### ②⑥島田線

鉄軌道路線と「高田駅」で接続

##### ③佐内・直江津循環線

地域間幹線系統（上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜）と「直江津駅前」他で接続

##### ④岡沢ルート

~~地域間幹線系統（中央病院～上越妙高駅前～新井バスターミナル）と「新井バスターミナル」で接続~~

##### ④真砂線

鉄軌道路線と「高田駅」で接続

##### ⑤牧区予約型コミュニティバス

地域間幹線バス系統（高田駅前～中央病院・上越モール前～牧小学校前・牧地区公民館前）と「柳島（農協前）」他で接続

##### ⑦浦川原区予約型コミュニティバス

鉄軌道路線と「うらがわら駅」及び「虫川大杉駅」で接続し、また、地域間幹線バス系統（マルケーバスセンター～直江津駅前～浦川原バスターミナル及び高田駅前～三和区総合事務所前～浦川原バスターミナル）と「浦川原バスターミナル」他で接続

##### ⑧大島区予約型コミュニティバス

鉄軌道路線と「ほくほく大島駅」で接続

※①、②、④～⑧の路線の地域は、過疎地域に指定されている。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

上越市から運行事業者への補助金については、運行経費から運送収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・路線ごとの乗降調査を実施し、利用者数の測定を実施する。
- ・利用者数及び収支率の実績値により、目標達成状況について評価を行う。

### 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

#### 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

### 8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

#### 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

|                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br/> <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>                                                        |
| 該当なし                                                                                                                                 |
| <p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br/> <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>                                                                         |
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付                                                                                                        |
| <p>11. 車両の取得に係る目的・必要性<br/> <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                                                   |
| 該当なし                                                                                                                                 |
| <p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br/> <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                                                |
| (1) 事業の目標                                                                                                                            |
| 該当なし                                                                                                                                 |
| (2) 事業の効果                                                                                                                            |
| 該当なし                                                                                                                                 |
| <p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                     |
| 該当なし                                                                                                                                 |
| <p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br/> <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> |
| 該当なし                                                                                                                                 |
| <p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br/> <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                                                                  |
| 該当なし                                                                                                                                 |
| <p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br/> <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                                                               |
| (1) 事業の目標                                                                                                                            |
| 該当なし                                                                                                                                 |
| (2) 事業の効果                                                                                                                            |
| 該当なし                                                                                                                                 |

## 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

## 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置した上越市地域公共交通活性化協議会の開催状況と主な協議内容（令和２年度～）

| 会議開催日                                               | 主な協議内容                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〈令和２年度第１回（書面協議）〉<br>令和２年４月２０日（月）～<br>令和２年４月２４日（金）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「とよば」停留所の移設について</li> <li>・自家用有償旅客運送における市営バス学生定期乗車券の<br/>用方法の変更について</li> </ul>                                                                                                                |
| 〈令和２年度第２回〉<br>令和２年６月１８日（木）                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正につい</li> <li>・令和元年度決算及び監査報告について</li> <li>・路線バス（直江津・浦川原線）の実証実験等について</li> <li>・令和３年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画に<br/>いて</li> <li>・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について</li> </ul>            |
| 〈令和２年度第３回〉<br>令和２年７月３１日（金）                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和２年１０月に行うバス路線の再編について</li> <li>・自家用有償旅客運送の更新登録について</li> </ul>                                                                                                                                |
| 〈令和２年度第４回（書面協議）〉<br>令和２年９月２４日（木）～<br>令和２年９月３０日（水）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和２年１１月に行うバス路線の再編について</li> <li>・「上越バスロケーションシステム」周知ポスターの作成<br/>について</li> </ul>                                                                                                                |
| 〈令和２年度第５回〉<br>令和２年１２月２４日（木）                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和３年４月に行うバス路線の再編について</li> <li>・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価<br/>について</li> <li>・公共交通総合時刻表の作成について</li> </ul>                                                                                      |
| 〈令和２年度第６回（書面協議）〉<br>令和３年２月１５日（月）～<br>令和３年２月１９日（金）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正につい</li> <li>・安塚区におけるデマンド交通試験運行に係る運行計画（案<br/>について</li> <li>・安塚区スクールバスにおける高校生の混乗について</li> <li>・路線バス・市営バス間における乗継割引の実施について</li> <li>・自家用有償旅客運送における対価の額の見直しについて</li> </ul> |
| 〈令和２年度第７回〉<br>令和３年３月２５日（木）                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和３年度事業計画（案）及び当初予算（案）について</li> <li>・上越市総合公共交通計画に基づくバス路線の評価につい</li> </ul>                                                                                                                     |
| 〈令和３年度第１回〉<br>令和３年５月２７日（木）                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和２年度決算及び監査報告について</li> <li>・令和４年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画に<br/>いて</li> <li>・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について</li> </ul>                                                                                   |
| 〈令和３年度第２回〉<br>令和３年７月２７日（火）                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安塚区におけるデマンド交通の本運行への移行について</li> <li>・自家用有償旅客運送自動車等の停留所への駐停車について</li> <li>・公共交通総合時刻表の作成について</li> <li>・協議運賃路線における特別運賃の設定について</li> </ul>                                                         |
| 〈令和３年度第３回（書面協議）〉<br>令和３年１０月２０日（水）～<br>令和３年１０月２６日（木） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雪等の災害時の臨時バスの運行について</li> </ul>                                                                                                                                                               |

（次頁へつづく）

(前頁からのつづき)

| 会議開催日                                                                    | 主な協議内容                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〈令和 3 年度第 4 回〉<br>令和 3 年 12 月 22 日 (水)                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 4 年 4 月に行うバス路線の再編について</li> <li>・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について</li> <li>・ 地域公共交通計画の評価等結果について</li> <li>・ 交通空白地有償運送の更新について</li> </ul>                                                                                                           |
| 〈令和 3 年度第 5 回 (書面協議) 〉<br>令和 4 年 2 月 18 日 (金) ～<br>令和 4 年 2 月 24 日 (木)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家用有償旅客運送における乗務前の確認・指示について</li> <li>・ 安塚区における休止路線の廃止について</li> </ul>                                                                                                                                                                              |
| 〈令和 3 年度第 6 回〉<br>令和 4 年 3 月 29 日 (火)                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 4 年度事業計画 (案) 及び当初予算 (案) について</li> <li>・ 第 2 次総合公共交通計画に基づく令和 3 年度バス路線の評価について</li> </ul>                                                                                                                                                        |
| 〈令和 4 年度第 1 回〉<br>令和 4 年 5 月 20 日 (金)                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 3 年度決算及び監査報告について</li> <li>・ 路線バス (島田線) の試験運行について</li> <li>・ 令和 5 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について</li> <li>・ 高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について</li> <li>・ 協議運賃路線における特別運賃の設定について</li> <li>・ 交通空白地有償運送の更新登録について</li> </ul>                                      |
| 〈令和 4 年度第 2 回〉<br>令和 4 年 7 月 26 日 (火)                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予約型コミュニティバスの実証運行について</li> <li>・ 路線バス (上越大通り線) の犀潟駅への乗り入れについて</li> <li>・ 令和 4 年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画について</li> <li>・ 第 2 次総合公共交通計画に基づく令和 3 年度バス路線 (市営バス) の評価について</li> <li>・ 「上越バスロケーションシステム」周知ポスターの作成について</li> <li>・ 協議運賃路線における特別運賃の設定について</li> </ul> |
| 〈令和 4 年度第 3 回 (書面協議) 〉<br>令和 4 年 10 月 17 日 (月) ～<br>令和 4 年 10 月 21 日 (金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正善寺線に係る停留所の移設について</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                     |
| 〈令和 4 年度第 4 回〉<br>令和 4 年 12 月 23 日 (金)                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年 4 月に行うバス路線の再編について</li> <li>・ 令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について</li> <li>・ 地域公共交通計画の評価等結果について</li> <li>・ 予約型コミュニティバスの利用状況について</li> </ul>                                                                                                |
| 〈令和 4 年度第 5 回〉<br>令和 5 年 3 月 28 日 (火)                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度事業計画 (案) 及び当初予算 (案) について</li> <li>・ 第 2 次総合公共交通計画後期再編計画の策定について</li> <li>・ 予約型コミュニティバスの本運行への移行について</li> <li>・ 第 2 次総合公共交通計画に基づく令和 4 年度バス路線の評価について</li> </ul>                                                                               |

(次頁へつづく)

(前頁からのつづき)

| 会議開催日                                             | 主な協議内容                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〈令和５年度第１回〉<br>令和５年５月２６日（金）                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和４年度決算及び監査報告について</li> <li>・令和６年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について</li> <li>・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について</li> <li>・協議運賃路線における特別運賃の設定について</li> <li>・第２次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について</li> </ul>   |
| 〈令和５年度第２回〉<br>令和５年７月１３日（木）                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第２次上越市総合公共交通計画に基づく令和４年度バス路線（市営バス）の評価について</li> <li>・自家用有償旅客運送の更新登録について</li> <li>・協議運賃路線における特別運賃の設定について</li> <li>・バス路線の経路変更について</li> <li>・第２次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について</li> </ul> |
| 〈令和５年度第３回〉<br>令和５年８月２３日（水）                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和５年１０月に行うバス路線の再編について</li> <li>・第２次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について</li> </ul>                                                                                                         |
| 〈令和５年度第４回（書面協議）〉<br>令和５年９月２２日（金）～<br>令和５年９月２７日（水） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関山ルートの路線廃止と中郷区乗合タクシーの今後の運行について</li> </ul>                                                                                                                                        |
| 〈令和５年度第５回〉<br>令和５年１０月２４日（火）                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和５年１１月に行うバス路線の再編について</li> <li>・地域公共交通計画の評価等結果について</li> <li>・タクシーの営業区域外旅客運送について</li> <li>・第２次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について</li> </ul>                                               |
| 〈令和５年度第６回〉<br>令和５年１１月２０日（月）                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第２次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 〈令和５年度第７回〉<br>令和５年１２月２５日（月）                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・浦川原区及び大島区における予約型コミュニティバスの運行計画について</li> <li>・令和６年４月に行うバス路線の再編について</li> <li>・令和５年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について</li> </ul>                                                         |
| 〈令和５年度第８回〉<br>令和６年２月２０日（火）                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予約型コミュニティバスの運行計画について</li> <li>・バス路線の減便について</li> <li>・互助による輸送における運行内容の変更について</li> <li>・自家用有償旅客運送の変更登録について</li> </ul>                                                              |
| 〈令和５年度第９回〉<br>令和６年３月２５日（月）                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第２次上越市総合公共交通計画に基づく令和５年度バス路線の評価について</li> <li>・上越市地域公共交通活性化協議会の会則の改正について</li> <li>・令和６年度事業計画（案）及び当初予算（案）について</li> </ul>                                                            |

(次頁へつづく)

| (前頁からのつづき)                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議開催日                                                                    | 主な協議内容                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 〈令和 6 年度第 1 回〉<br>令和 6 年 5 月 21 日 (火)                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度決算及び監査報告について</li> <li>・ 令和 7 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について</li> <li>・ 高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について</li> </ul>                                                                                                   |
| 〈令和 6 年度第 2 回 (書面協議) 〉<br>令和 6 年 6 月 20 日 (木) ～<br>令和 6 年 6 月 27 日 (木)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 7 年度地域間幹線系統確保維持計画について</li> </ul>                                                                                                                                                                            |
| 〈令和 6 年度第 3 回〉<br>令和 6 年 8 月 22 日 (木)                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 次上越市総合公共交通計画に基づく令和 5 年度バス路線 (市営バス) の評価について</li> <li>・ 地域公共交通利便増進実施計画について</li> <li>・ 浦川原区及び大島区における予約型コミュニティバスについて</li> </ul>                                                                                |
| 〈令和 6 年度第 4 回 (書面協議) 〉<br>令和 6 年 10 月 23 日 (水) ～<br>令和 6 年 10 月 30 日 (水) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タクシーの営業区域外旅客運送の期間更新について</li> </ul>                                                                                                                                                                             |
| 〈令和 6 年度第 5 回〉<br>令和 6 年 12 月 2 日 (月)                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次上越市総合公共交通計画の評価等結果について</li> <li>・ 予約型コミュニティバスの運行計画について</li> <li>・ 路線バス停留所の新設と追加について</li> </ul>                                                                                                               |
| 〈令和 6 年度第 6 回 (書面協議) 〉<br>令和 6 年 12 月 13 日 (金) ～<br>令和 6 年 12 月 19 日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路線バス停留所の再編と新設について</li> </ul>                                                                                                                                                                                   |
| 〈令和 6 年度第 7 回〉<br>令和 6 年 12 月 25 日 (水)                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金の事業評価について</li> <li>・ 市営バスの運賃改定について</li> <li>・ 岡沢・稻荷山ルート of 廃止と中郷区における互助による輸送の取組について</li> </ul>                                                                                        |
| 〈令和 6 年度第 8 回〉<br>令和 7 年 2 月 12 日 (水)                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 板倉区予約型コミュニティバスの運行計画について</li> <li>・ 中郷区における互助による輸送の運行計画について</li> <li>・ 令和 7 年 4 月に行うバス路線の再編について</li> <li>・ 地域公共交通利便増進実施計画について</li> <li>・ 自家用有償旅客運送の更新登録について</li> </ul>                                          |
| 〈令和 6 年度第 9 回 (書面協議) 〉<br>令和 7 年 2 月 26 日 (水) ～<br>令和 7 年 2 月 28 日 (金)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 7 年度地域間幹線系統確保維持計画における計画の変更について</li> </ul>                                                                                                                                                                   |
| 〈令和 6 年度第 10 回〉<br>令和 7 年 3 月 26 日 (水)                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上越市地域公共交通利便増進実施計画の策定について</li> <li>・ 第 2 次上越市総合公共交通計画 (後期再編計画) の改定について</li> <li>・ 上越市地域公共交通活性化協議会財務規程の改正について</li> <li>・ 令和 7 年度事業計画 (案) 及び当初予算 (案) について</li> <li>・ 令和 6 年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について</li> </ul> |

## 21. 利用者等の意見の反映状況

## ①～④各路線共通

- ・実証・試験運行に合わせて実施した評価・検証業務において、利用者アンケート及び地域住民アンケートを実施したほか、バスに乗り込み利用者に対するヒアリングを行った。
- ・第2次上越市総合公共交通計画の策定（令和2年3月）に際し、懇話会において、バス路線再編の基本的な考え方や再編案について審議し、地域の意見を取りまとめた。また、意見交換や乗降調査・戸別訪問等により、住民・利用者等の意見を聞き取り、需要や再編による影響について取りまとめた。

## ②⑥島田線

- ・令和3年4月の改正について、乗降調査などを行い、利用が少ない土休日の便を減便し、他の路線との接続に配慮した運行時刻に変更した。
- ・令和5年4月の改正について、中学生の保護者からの要望を受け、通学利用を可能とするためにルートの一部変更・停留所の新設を行い、⑥の系統を新設した。

~~④岡沢ルート~~

- ~~・令和2年10月の改正について、地域の高齢者への戸別ヒアリング調査などを行い、運行時刻を変更し、停留所を新設した。~~

## ④真砂線

- ・令和2年10月の改正について、利用者から意見を聴取するなどして、他の路線との接続に配慮した運行時刻に変更した。

## ⑤安塚区予約型コミュニティバス、⑥牧区予約型コミュニティバス、⑦浦川原区予約型コミュニティバス、⑧大島区予約型コミュニティバス

- ・利用者からアンケート等で意見聴取を行い、要望のあった停留所を新設した。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 上越市木田1丁目1番3号

（所 属） 上越市地域公共交通活性化協議会

事務局 上越市総合政策部 交通政策課

（氏 名） ○○ ○○

（電 話） 025-520-5633（直通）

（e-mail） kotsu@city.joetsu.lg.jp

## 地域内フィーダー系統補助の系統毎の収支状況

(単位：千円)

## ・安塚線

|         | R5 実績 a | R6 実績 b | 差 b-a  |
|---------|---------|---------|--------|
| 収 入     | 1,334   | 567     | ▲767   |
| 支 出     | 8,061   | 6,858   | ▲1,203 |
| 収支率(%)  | 16.5    | 8.2     | -      |
| フィーダー補助 | 2,232   | 0       | ▲2,232 |
| 市補助     | 4,495   | 6,290   | 1,795  |
| 利用者数(人) | 7,906   | 3,412   | ▲4,494 |

## ・島田線(1)、(2)

|         | R5 実績 a | R6 実績 b | 差 b-a |
|---------|---------|---------|-------|
| 収 入     | 2,139   | 2,318   | 179   |
| 支 出     | 13,906  | 14,672  | 766   |
| 収支率(%)  | 15.3%   | 15.7%   | -     |
| フィーダー補助 | 3,904   | 3,527   | ▲377  |
| 市補助     | 7,862   | 8,827   | 965   |
| 利用者数(人) | 7,825   | 8,216   | 391   |

## ・佐内・直江津循環線

|         | R5 実績 a | R6 実績 b | 差 b-a |
|---------|---------|---------|-------|
| 収 入     | 495     | 583     | 88    |
| 支 出     | 3,263   | 6,217   | 2,954 |
| 収支率(%)  | 15.1%   | 9.3%    | -     |
| フィーダー補助 | 1,037   | 1,851   | 814   |
| 市補助     | 1,730   | 3,782   | 2,052 |
| 利用者数(人) | 3,894   | 4,691   | 797   |

## ・岡沢ルート（予約運行便）

|         | R5 実績 a | R6 実績 b | 差 b-a |
|---------|---------|---------|-------|
| 収 入     | 298     | 420     | 122   |
| 支 出     | 4,755   | 4,812   | 57    |
| 収支率(%)  | 6.2%    | 8.7%    | -     |
| フィーダー補助 | 941     | 891     | ▲50   |
| 市補助     | 444     | 1,240   | 796   |
| 利用者数(人) | 1,085   | 1,629   | 544   |

## ・真砂線

|         | R5 実績 a | R6 実績 b | 差 b-a |
|---------|---------|---------|-------|
| 収 入     | 1,329   | 1,546   | 217   |
| 支 出     | 7,621   | 7,770   | 149   |
| 収支率(%)  | 17.4%   | 19.8%   | -     |
| フィーダー補助 | 2,087   | 1,777   | ▲310  |
| 市補助     | 4,204   | 4,447   | 243   |
| 利用者数(人) | 4,474   | 5,851   | 1,377 |

## ・安塚区予約型コミュニティバス

|         | R5 実績 a | R6 実績 b | 差 b-a |
|---------|---------|---------|-------|
| 収 入     | 212     | 358     | 146   |
| 支 出     | 6,397   | 13,815  | 8,705 |
| 収支率(%)  | 3.3%    | 2.5%    | -     |
| フィーダー補助 | 1,554   | 2,937   | 1,383 |
| 市補助     | 4,631   | 10,520  | 7,176 |
| 利用者数(人) | 1,157   | 1,975   | 818   |

## ・牧区予約型コミュニティバス（市営バス）

|         | R5 実績 a | R6 実績 b | 差 b-a |
|---------|---------|---------|-------|
| 収 入     | 135     | 463     | 328   |
| 支 出     | 5,157   | 12,152  | 6,995 |
| 収支率(%)  | 2.5%    | 3.8%    | -     |
| フィーダー補助 | 1,710   | 3,336   | 1,626 |
| 市負担     | 3,312   | 8,353   | 5,041 |
| 利用者数(人) | 1,101   | 2,516   | 1,415 |

## ・地域内フィーダー系統全体

|         | R5 実績 a | R6 実績 b | 差 b-a  |
|---------|---------|---------|--------|
| 収 入     | 5,942   | 6,255   | 313    |
| 支 出     | 49,160  | 66,296  | 17,136 |
| 収支率(%)  | 12.1%   | 9.4%    | -      |
| フィーダー補助 | 14,019  | 14,319  | 300    |
| 市補助・負担  | 26,678  | 43,459  | 16,781 |
| 利用者数(人) | 27,442  | 28,290  | 848    |

※「安塚区予約型コミュニティバス」と「牧区予約型コミュニティバス（市営バス）」における R5 実績は、本運行に移行した R5.4～9 の 6 か月間の実績



路線バス・乗合タクシー 各路線の評価結果  
(令和6補助年度 R5. 10～R6. 9)

| No. | 路線名                          | 区分 | 令和5年度      |      |              | 令和6年度      |      |              | 後期計画における路線再編時期 |
|-----|------------------------------|----|------------|------|--------------|------------|------|--------------|----------------|
|     |                              |    | 1便当たりの利用者数 | 前年度比 | 評価           | 1便当たりの利用者数 | 前年度比 | 評価           |                |
| 1   | 上越大通り線（西城町経由）                | 幹線 | 11.7       | ↓    | Ⅳ現状維持        | 14.8       | ↑    | Ⅳ現状維持        |                |
| 2   | 上越大通り線（本町経由）                 | 幹線 | 15.2       | ↓    | Ⅳ現状維持        | 17.5       | ↑    | Ⅳ現状維持        |                |
| 3   | 上越大通り線（新井行き）                 | 幹線 | 8.7        | ↓    | Ⅳ現状維持        | 9.0        | ↑    | Ⅳ現状維持        |                |
| 4   | 浜線                           | 支線 | 1.1        | ↑    | Ⅱ運行形態の転換等    | 1.0        | ↓    | Ⅱ運行形態の転換等    | R7.4⇒延期        |
| 5   | 教育大学線                        | 幹線 | 7.5        | ↑    | Ⅳ現状維持        | 6.5        | ↓    | Ⅳ現状維持        |                |
| 6   | 富岡線                          | 幹線 | 13.5       | ↑    | Ⅳ現状維持        | 13.9       | ↑    | Ⅳ現状維持        |                |
| 7   | 春日山・佐内線                      | 幹線 | 7.7        | ↑    | Ⅳ現状維持        | 8.5        | ↑    | Ⅳ現状維持        |                |
| 8   | 佐内・直江津循環線                    | 幹線 | 3.7        | ↑    | Ⅲ運行の効率化      | 2.4        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | 未定             |
| 9   | 直江津・浦川原線                     | 幹線 | 14.3       | ↑    | Ⅳ現状維持        | 14.5       | ↑    | Ⅳ現状維持        |                |
| 10  | 謙信公大通り循環線                    | 幹線 | 1.3        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | 1.0        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | 未定             |
| 11  | 春日山駅・アルカディアシャトル便             | 幹線 | 1.7        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | 2.7        | ↑    | Ⅲ運行の効率化      | 未定             |
| 12  | 謙信公大通り線                      | 幹線 | 2.5        | ↑    | Ⅲ運行の効率化      | 4.9        | ↑    | Ⅲ運行の効率化      | 未定             |
| 13  | 南川線                          | 幹線 | 9.7        | ↑    | Ⅳ現状維持        | 9.3        | ↓    | Ⅳ現状維持        |                |
| 14  | 桑取線                          | 支線 | 9.7        | →    | Ⅳ現状維持        | 11.4       | ↑    | Ⅳ現状維持        |                |
| 15  | 名立線                          | 幹線 | 3.9        | ↑    | Ⅲ運行の効率化      | 4.0        | ↑    | Ⅲ運行の効率化      | 未定             |
| 16  | 能生線                          | 幹線 | 8.8        | ↓    | Ⅳ現状維持        | 8.3        | ↓    | Ⅳ現状維持        |                |
| 17  | 山麓線                          | 幹線 | 6.5        | ↓    | Ⅳ現状維持        | 6.4        | ↓    | Ⅳ現状維持        |                |
| 18  | 増田線                          | 幹線 | 9.0        | ↑    | Ⅳ現状維持        | 9.1        | ↑    | Ⅳ現状維持        |                |
| 19  | 宮口線                          | 幹線 | 3.8        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | 4.5        | ↑    | Ⅲ運行の効率化      | 未定             |
| 20  | 正善寺線                         | 支線 | 2.4        | ↓    | Ⅱ運行形態の転換等    | 2.0        | ↓    | Ⅱ運行形態の転換等    | R9.4           |
| 21  | 真砂線                          | 幹線 | 2.3        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | 3.0        | ↑    | Ⅲ運行の効率化      | R7.4           |
| 22  | 高田・浦川原線                      | 幹線 | 8.8        | ↑    | Ⅳ現状維持        | 8.8        | →    | Ⅳ現状維持        |                |
| 23  | 島田線                          | 幹線 | 2.4        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | 2.6        | ↑    | Ⅲ運行の効率化      | 未定             |
| 24  | 清里線                          | 幹線 | 3.2        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | 3.7        | ↑    | Ⅲ運行の効率化      | R8.4           |
| 25  | 高田南循環線                       | 支線 | 1.9        | ↑    | Ⅱ運行形態の転換等    | 2.0        | ↑    | Ⅱ運行形態の転換等    | R9.4           |
| 26  | 新井・板倉線                       | 幹線 | 3.3        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | 3.2        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | R7.4⇒延期        |
| 27  | 三針線                          | 支線 | 0.6        | ↓    | Ⅰ路線廃止・互助への転換 | 0.4        | ↓    | Ⅰ路線廃止・互助への転換 | R8.4           |
| 28  | 犀潟駅線                         | 支線 | 7.9        | ↑    | Ⅳ現状維持        | 8.4        | ↑    | Ⅳ現状維持        |                |
| 29  | 黒井駅線                         | 支線 | 17.2       | ↓    | Ⅳ現状維持        | 17.4       | ↑    | Ⅳ現状維持        |                |
| 30  | くびき駅線                        | 支線 | 6.6        | ↑    | Ⅳ現状維持        | 6.4        | ↓    | Ⅳ現状維持        |                |
| 31  | 柳町線                          | 支線 | 14.6       | ↓    | Ⅳ現状維持        | 14.0       | ↓    | Ⅳ現状維持        |                |
| 32  | 吉川西部循環線                      | 支線 | 11.7       | ↓    | Ⅳ現状維持        | 13.2       | ↑    | Ⅳ現状維持        | R9年度中          |
| 33  | 山直海線＜幹線部分＞                   | 幹線 | 4.5        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | 3.1        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | R9年度中          |
| 34  | 山直海線＜支線部分＞                   | 支線 | 1.6        | ↓    | Ⅱ運行形態の転換等    | 2.4        | ↑    | Ⅱ運行形態の転換等    | R9年度中          |
| 35  | 泉谷・勝穂循環線                     | 支線 | 6.8        | →    | Ⅳ現状維持        | 5.3        | ↓    | Ⅳ現状維持        | R9年度中          |
| 36  | 安塚線                          | 幹線 | 1.6        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | 0.9        | ↓    | Ⅲ運行の効率化      | R6.4実施済        |
| 37  | 小谷島線（～R6.3 大平線）              | 支線 | 1.9        | ↓    | Ⅱ運行形態の転換等    | 1.6        | ↓    | Ⅱ運行形態の転換等    | R6.4実施済        |
| 38  | 月影・下保倉・末広ルート<br>(R5.10～R6.3) | 支線 | 1.7        | →    | Ⅱ運行形態の転換等    | 1.6        | ↓    | Ⅱ運行形態の転換等    | R6.4実施済        |
| 39  | 岡沢・稲荷山ルート                    | 支線 | 0.8        | ↓    | Ⅰ路線廃止・互助への転換 | 1.0        | ↑    | Ⅱ運行形態の転換等    | R7.3路線廃止       |